

## 亀山市告示第126号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第5項の規定により、地縁による団体を次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示する。

平成30年9月5日

亀山市長 櫻井 義之

### 1 名称

安知本町自治会

### 2 規約に定める目的

本会は、次に掲げる地域活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (一) 回覧板の回付等地域住民相互の連絡
- (二) 美化・清掃等地域内の環境の整備
- (三) 財産の維持管理及び運用
- (四) 地域住民の健康増進及び福祉向上を図るための諸活動
- (五) その他地域に必要と考えられる活動で、総会で承認された地域活動

### 3 区域

亀山市安知本町193番地3、193番地8、193番地11、200番地、238番地、240番地1、247番地、250番地、250番地2、252番地、253番地1、255番地3、261番地、265番地、266番地、268番地、269番地1、270番地1、271番地、272番地、273番地、273番地1、278番地、281番地1、290番地、295番地、297番地、300番地、302番地、303番地、304番地1、309番地、311番地、344番地1、440番地、441番地、448番地、449番地2、459番地、460番地、472番地、491番地1、494番地、495番地、495番地1、507番地、509番地1、512番地、514番地、

5 1 6 番地、5 2 2 番地、5 2 3 番地 1、5 2 3 番地 2、5 2 4 番地、5 2 7 番地、5 2 8 番地、5 3 0 番地、5 3 1 番地、5 3 2 番地、5 3 4 番地、5 3 6 番地、5 3 7 番地、5 3 9 番地、5 4 0 番地、5 4 1 番地、5 4 2 番地、5 4 4 番地、5 4 5 番地 5、5 4 6 番地、5 4 9 番地 1、5 4 9 番地 4、5 5 0 番地 1、5 5 2 番地、5 5 6 番地、5 5 7 番地 1、5 6 0 番地 1、5 6 0 番地 9、5 6 2 番地 5、5 9 9 番地、6 0 0 番地、6 0 3 番地 1、6 0 4 番地、6 1 1 番地 1、6 1 2 番地、6 1 4 番地 1、6 1 9 番地、6 2 0 番地 7、6 2 2 番地 1、8 9 0 番地、8 9 5 番地、8 9 6 番地、9 0 1 番地 1、9 0 6 番地 1、9 0 7 番地 1、9 1 2 番地 1、9 2 1 番地、9 2 3 番地 7、9 2 8 番地、9 3 0 番地 1、9 3 0 番地 2、9 3 0 番地 3、9 4 5 番地 3、1 5 1 7 番地 4、及び同市田茂町 3 1 0 番地 4、3 1 5 番地、3 1 5 番地 1 の区域

4 主たる事務所

亀山市安知本町 5 6 2 番地 5 (安知本町公民館) に置く。

5 代表者の氏名及び住所

安田 謙

亀山市安知本町 4 5 9 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

無

7 代理人の有無

無

8 規約に定める解散の事由

無

9 認可年月日

平成 3 0 年 8 月 2 9 日